

○ 福岡都市圏南部環境事業組合情報公開に関する規則

〔平成18年9月15日〕
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例(平成18年条例第13号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示請求書(様式第1号。以下「開示請求書」という。)によるものとする。

- 2 開示請求者は、開示請求書において、開示の方法を指定するものとする。
- 3 開示請求書の提出方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 窓口への提出
- (2) 郵送

(開示決定等の通知)

第3条 条例第10条第1項に規定する通知は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ右欄に掲げる通知書(以下「通知書」という。)により行うものとする。ただし、直ちに開示することができるものについては、当該通知書を省略することができるものとする。

行政文書の全部を開示する場合	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示決定通知書(様式第2号)
行政文書の一部を開示する場合	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開一部開示決定通知書(様式第3号)
行政文書の全部を開示しない場合 (条例第9条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときの当該決定を含む。)	福岡都市圏南部環境事業組合情報公開不開示決定等通知書(様式第4号)

(決定期間延長の通知)

第4条 条例第10条第1項の規定により、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合において、開示決定等の期間を延長しようとするときは、実施機関は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開決定期間延長通知書(様式第5号)により開示請求者に通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第5条 条例第11条第2項に規定する通知は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三

者意見照会書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する意見書の提出は、原則として福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者意見書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者情報開示決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第6条 条例第12条第1項に規定する電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。ただし、ビデオテープ及び録音テープの開示は、再生機器で再生したものの視聴により行うものとする。

（写しの交付部数）

第7条 条例第12条第1項に規定する行政文書の写しの交付部数は、1件の行政文書につき1部とする。

（費用の負担）

第8条 条例第14条の規定により行政文書の写しの交付を受ける者が負担する費用は、別表に掲げるとおりとする。

2 行政文書の写しの交付において、別表に掲げる開示の方法及び金額によりがたい場合は、実費用の範囲内で管理者が適当と認める額を徴収するものとする。

3 前2項の費用は、前納とする。

（審査請求の手續）

第9条 条例第15条第1項に規定する審査請求は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求書（様式第9号）により行うものとする。

（審査会への諮問等）

第10条 福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）への諮問は福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る諮問書（様式第10号）により行うものとする。

2 実施機関は、審査会に諮問したときは、次の各号に掲げる者に対し、福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会諮問通知書（様式第11号）により、諮問をした旨を通知するものとする。

(1) 審査請求人および参加人

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会の答申は、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る答申書（様式第12号）により行うものとする。

4 実施機関は、前項の答申を受けて審査請求の認容若しくは棄却について決定したとき又は却下し、若しくは開示決定をしたときは、速やかに福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求決定通知書（様式第13号）により当該審査請求人に通知しなければならない

い。この場合において、審査会の答申を受けて審査請求について決定したときは、当該答申書の写しを添付して通知するものとする。

(報告義務)

第 1 1 条 管理者は、毎年度最初に招集する議会（定例会）において、前年度の情報公開の運用の状況を福岡都市圏南部環境事業組合情報公開運用状況報告書により報告し、かつ、同時期において一般に公表するものとする。

(補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、行政文書の開示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 2 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年条例第 2 号）附則第 3 項の規定により、なおその効力を有することとされる同条例第 16 条（第 3 項を除く。）の規定による福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会への諮問に係る手続きについては、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査会」とあるのは「福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会」と、「不服申立て」とあるのは「審査請求」と、「不服申立人」とあるのは「審査請求人」と、読み替えるものとする。

別表（第 8 条関係）

写しの交付に係る費用

区 分	種 類	金 額
文書及び図面	白黒 A 3 サイズまで	1 枚 10 円
	白黒 A 3 サイズを超え A 1 サイズまで	1 枚 200 円
	多色刷り A 3 サイズまで	1 枚 40 円
	多色刷り A 3 サイズを超え A 1 サイズまで	1 枚 1,700 円
電磁的記録	印刷物として出力したものの交付（白黒 A 3 サイズまで）	1 枚 10 円

様式第1号（第2条関係）

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示請求書

年 月 日

（あて先：実施機関名）

請求者

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名）

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例第6条第1項の規定により、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称又は内容

--

2 希望する開示方法

閲覧 写しの交付 閲覧及び写しの交付 その他（ ）

様式第1号（裏面） * 以下は、請求者は記入しないでください。

情報内容	第1ガイド	第2ガイド	第3ガイド	(個別フォルダー名)	
	保存年限	1・3・5・10・永・資・(年)		廃棄年	
	件名			形態	文書・図面 電磁的記録
決定	1 全部開示 2 一部開示 3 全部不開示 4 存否応答拒否 5 文書の不存在	不開示等の理由			

写しの交付に係る費用

区分	種類	金額	枚数	小計
文書及び図面	白黒A3サイズまで	1枚 10円		円
	白黒A3サイズを超えA1サイズまで	1枚 200円		円
	多色刷りA3サイズまで	1枚 40円		円
	多色刷りA3サイズを超えA1サイズまで	1枚 1,700円		円
電磁的記録	印刷物として出力したものの交付 (白黒A3サイズまで)	1枚 10円		円
合計				円

備考

- (1) 用紙の両面に印刷された文書又は図面については、片面を1枚として算定する。

（請求者）

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開開示決定通知書

あなたから、 年 月 日付けで請求があった行政文書の開示については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例第10条第1項の規定により、下記の行政文書の全部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 行政文書の開示をする日時及び場所

日 時	年 月 日 （ 午前 ・ 午後 ） 時 分
場 所	

3 開示の方法

閲覧 写しの交付 閲覧及び写しの交付 その他（ ）

（注）行政文書の開示を受ける際は、この通知書を担当職員に提示してください。

4 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 （電話番号 092-596-1570）

様式第3号（第3条関係）

第 号
年 月 日

（請求者）

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開一部開示決定通知書

あなたから、 年 月 日付けで請求があった行政文書の開示については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、下記の行政文書の一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 行政文書の開示をする日時及び場所

日 時	年 月 日 （ 午前 ・ 午後 ） 時 分
場 所	

3 開示の方法

閲覧 写しの交付 閲覧及び写しの交付 その他（ ）

（注）行政文書の開示を受ける際は、この通知書を担当職員に提示してください。

4 開示をしない部分及び開示をしない理由

開示をしない部分	
開示をしない理由	

5 一定期間の経過により、不開示箇所を開示できる場合の有無（有・無）

（開示できる場合）

当該不開示箇所は、 年 月 日から開示できます。

（ただし、開示を希望する場合は、同日以降新たに開示請求が必要になります。）

6 教示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は実施機関となります。）提起することができます。なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

7 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 (電話番号 092-596-1570)

（請求者）

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開不開示決定等通知書

あなたから、年 月 日付けで請求があった行政文書の開示については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例第10条第1項の規定により、下記のとおり行政文書を開示しないことに決定したので、通知します。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 決定の理由

--

3 一定期間の経過により、開示できる場合の有無（有・無）

（開示できる場合）

当該行政文書は、年 月 日から開示できます。
（ただし、開示を希望する場合は、同日以降新たに開示請求が必要になります。）

4 教示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は実施機関となります。）提起することができます。なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

5 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 （電話番号 092-596-1570）

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（請求者）

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開決定期間延長通知書

あなたから、 年 月 日付けで請求があった行政文書の開示については、福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例第10条第1項の規定により、下記のとおり行政文書の開示をするかどうかの決定をする期間を延長したので、通知します。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 決定期間延長後の期限

年 月 日 まで

3 延長の理由

--

4 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 (電話番号 092-596-1570)

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者意見照会書

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例の規定に基づき開示請求があった行政文書に、下記のとおり（ ）に関する情報が記録されていますので、開示の決定に先立ち、その行政文書を開示することについて意見を求めます。

つきましては、別紙意見書にご記入の上、 年 月 日までにご提出ください。

なお、期限までに意見書が提出されない場合は、当該行政文書を開示しても支障はないものとして取り扱います。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 当該行政文書に記録されている（ ）に関する情報

--

3 意見書の提出先

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 (電話番号 092-596-1570)

4 意見書の提出後の取扱いについて

意見書が提出されましたら、その意見も参考にしながら当該行政文書の開示又は不開示を決定します。

あなたから開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、当該行政文書を開示することを決定したときは、その旨通知します。

（あて先：実施機関名）

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名）

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者意見書

年 月 日付けで通知のあった福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例に基づく
行政文書の開示について、下記のとおり意見を述べます。

記

1 請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 開示に対する意見（いずれかに印をつけてください。）

開示に反対しない 開示に反対する。

（以下は、開示に反対する場合のみ記入）

3 開示されることにより支障がある部分

--

4 開示に反対する理由

--

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開第三者情報開示決定通知書

年 月 日付けであなたから開示に反対する旨の意見書が提出された行政文書について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称又は内容

--

2 当該行政文書に記録されている（ ）に関する情報

--

3 開示決定等の内容

全部開示 一部開示（ ）

4 決定の理由

--

5 開示の期日 年 月 日

6 教示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福岡都市圏南部環境事業組合を被告として（訴訟において福岡都市圏南部環境事業組合を代表する者は実施機関となります。）提起することができます。なお、この決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

7 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 （電話番号 092-596-1570）

（あて先：実施機関名）

住 所

氏 名

電 話

（法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名）

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求書

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例に基づく行政文書の開示決定等について、下記のとおり審査請求をします。

記

1 審査請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 当該行政文書の開示請求に係る処分

全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書の不存在

3 上記処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨及び理由

--

5 処分庁の教示の有無（有・無）及びその内容

--

福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会会長 様

(実施機関)

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る諮問書

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開条例に基づく行政文書の開示決定等について、下記のとおり審査請求がありましたので、行政不服審査法第43条の規定により、諮問します。

記

1 審査請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 当該行政文書の開示請求に係る処分

全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書の不存在

3 審査請求受付年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨及び理由

--

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会諮問通知書

このことについて、行政文書の開示決定等に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第3項の規定により、福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会に諮問したので、下記のとおり通知します。

記

1 審査請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 当該行政文書の開示請求に係る処分

全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書の不存在

3 審査請求の内容

--

4 福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会に諮問をした日

年 月 日

5 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 (電話番号 092-596-1570)

（あて先：実施機関名）

福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会
会 長

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求に係る答申書

年 月 日 第 号で諮問を受けた行政文書の開示決定等に係る審査請求について、下記の通り答申します。

記

1 審査した行政文書の名称又は内容

--

2 答申の内容

--

（審査請求人）

様

（実施機関）

印

福岡都市圏南部環境事業組合情報公開審査請求決定通知書

あなたから、 年 月 日付けで提出された行政文書の開示決定等に係る審査請求については、行政不服審査法第43条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 審査請求に係る行政文書の名称又は内容

--

2 決定の内容

全部開示 一部開示 不開示 存否応答拒否 文書の不存在 却下

3 決定の理由

--

4 開示の日時及び場所（全部開示又は一部開示の場合）

日 時	年 月 日 （ 午前 ・ 午後 ） 時 分
場 所	

5 開示方法（全部開示又は一部開示の場合）

閲覧 写しの交付 閲覧及び写しの交付 その他（ ）

（注）行政文書の開示を受ける際は、この通知書を担当職員に提示してください。

6 担当所管

〒816-0842 福岡県春日市大字下白水104番地5 福岡都市圏南部環境事業組合 （電話番号 092-596-1570）
